

教員の資質向上に関する協議会の設置について

山形県教育委員会

1 背景

- 中央教育審議会の答申（H27.12）及び文部科学大臣による「次世代の学校・地域」創生プラン（H28.1）において、学び続ける教員を支えるキャリアシステムを構築するため、教育委員会と大学等が教員の資質向上に関する協議を行う「協議会」及び、ビジョンを共有するための「指標」を、全国共通の基盤として整備する方向性が示された。
- 答申及び大臣プランを受けて、文部科学省は、教員等の任命権者（各都道府県等教育委員会）が、任命権者や大学等で構成する協議会での協議を通して、教員の資質向上に関する「指標」を策定し、これを踏まえた教員研修を行うことを義務付けた教育公務員特例法の改正を行った（H29.4）。

2 本県における対応

- 法に基づく協議会として「山形県教員資質向上協議会」を新設し、「指標」の策定など、本県教員の資質向上に関する協議を行う。
 - ※ 本県教員の資質向上に関する「指標」は平成29年中に策定予定
 - ※ 協議会は、H29年度は2回開催予定。H30以降は年1～2回の開催を予定
- 協議会での議論を踏まえ、県教育委員会において「指標」を策定し、毎年度策定する教員研修計画を「指標」に基づく内容とする。

3 協議会の委員選任の考え方

- 法の規定に基づき、下記の機関・団体に所属する方で構成
 - ① 教員の任命権者であり、「指標」策定の主体である県教育委員会
 - ② 教職課程の認定を受けている県内の大学及び短大
 - ③ 小中学校等の設置者である市町村教育委員会
 - ④ 県立・市町村立学校の校長会
 - ⑤ P T A（保護者）
 - ⑥ 山形県工業会
- 任期は2年（再任は可）とする。

4 県教育委員会における協議会委員の選任

- H29.7.5の県教育委員会において、協議会委員の選任について議決。

5 協議会委員

- 別紙 山形県教員資質向上協議会委員名簿のとおり。